**平成28年度　乳がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の記載状況について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等で確認できているかを調査しました。今年度より大阪府内のすべての市町村が仕様書を作成しており、各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**







**２　まとめ**

　市町村が検診を委託する上で、検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村の役割と検診実施機関の役割をあらかじめ明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成することが重要となります。仕様書を作成している市町村は昨年度の42市町村から１市町村増え、大阪府内全ての市町村で仕様書が作成されています。

「１　（１）検診項目は、問診、マンモグラフィ検査、視・触診とする」について、「はい」と回答した市町村が昨年度の41市町村から37市町村へと減少していますが、平成28年２月４日付にて「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、視触診の実施について必須でなくなったことが影響していると考えられます。

また、がん検診事業を評価するうえで、要精検とされた方が適切に精検を受診し、がんの有無を確定することは、検診の意義や、検診の精度管理において大変重要です。受診者への説明や精検実施機関からの結果の報告等の項目を実施するよう、仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるよう検診システムの構築に取り組む必要があります。